

【新築】長期優良住宅認定申請 手数料一覧

一戸建ての住宅(注1)の場合は、次の表に掲げる額

共同住宅等(注2)の場合は、認定申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額を、認定申請戸数で除した額(百円未満の端数は切捨て)が一戸当たりの額となります。したがって、認定申請手数料の総額は、一戸当たりの手数料に認定申請対象の全戸数を乗じた額となります。

	【新築】 認定申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積	①:登録住宅性能評価機関(注3)が作成した「適合証(注4)」を提出する場合	②:登録住宅性能評価機関(注3)が作成した「設計住宅性能評価書(注5)」を提出する場合	③:①及び②以外の場合	計画変更認定手数料
	一戸建ての住宅	7,200円	16,000円	47,000円	表に掲げる額
共同住宅等	100㎡以内	7,200円	16,000円	47,000円	当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、表に掲げる額を変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数は切り捨て)
	100㎡を超え500㎡以内	13,000円	57,000円	109,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以内	23,000円	92,000円	175,000円	
	1,000㎡を超え2,500㎡以内	32,000円	172,000円	345,000円	
	2,500㎡を超え5,000㎡以内	61,000円	295,000円	617,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	104,000円	455,000円	1,062,000円	
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	172,000円	828,000円	1,964,000円	
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	216,000円	1,132,000円	2,809,000円	
	30,000㎡を超えるもの	234,000円	1,373,000円	3,443,000円	
	変更認定申請手数料(住宅譲受人決定時)		2,100円		
	承認申請手数料(地位の承継)		2,100円		

※ 上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、別に掲げる額(確認申請・計画通知手数料)を、該当する場合に応じ、それぞれ加える。

(注1)人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

(注2)共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(注3)住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(注4)長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号を除く)に掲げる基準に適合することを示す書類

(注5)住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に掲げる書類

【既存住宅】長期優良住宅認定申請 手数料一覧

一戸建ての住宅(注1)の場合は、次の表に掲げる額

共同住宅等(注2)の場合は、認定申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次の表に掲げる額を、認定申請戸数で除した額(百円未満の端数は切捨て)が一戸当たりの額となります。したがって、認定申請手数料の総額は、一戸当たりの手数料に認定申請対象の全戸数を乗じた額となります。

	【既存住宅】 認定申請に係る住宅が属する 一の建築物の床面積	①: 登録住宅性能評価機関 (注3)が作成した「適合証(注 4)」を提出する場合	②: ①以外の場合	計画変更認定手数料
	一戸建ての住宅	10,000円	68,000円	表に掲げる額
共同 住宅 等	100㎡以内	10,000円	68,000円	当該申請に係る住宅が属する 一の建築物の当該計画の変 更に係る部分の床面積に1/2 を乗じて得た面積(床面積の 増加する部分にあつては、当 該増加する部分の床面積)に 応じ、表に掲げる額を変更認 定申請戸数で除した額(100円 未満の端数は切り捨て)
	100㎡を超え500㎡以内	19,000円	160,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以内	33,000円	255,000円	
	1,000㎡を超え2,500㎡以内	47,000円	504,000円	
	2,500㎡を超え5,000㎡以内	88,000円	903,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	151,000円	1,552,000円	
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	250,000円	2,872,000円	
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	311,000円	4,106,000円	
	30,000㎡を超えるもの	336,000円	5,032,000円	
	変更認定申請手数料(住宅譲受人決定時)		2,100円	
	承認申請手数料(地位の承継)		2,100円	

※ 上記に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、別に掲げる額(確認申請・計画通知手数料)を、該当する場合に応じ、それぞれ加える。

(注1) 人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

(注2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(注3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(注4) 長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号を除く)に掲げる基準に適合することを示す書類